

〇うるま市電子契約実施規程

令和5年12月22日

訓令第63号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市が締結する電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であって、電子署名に係るサービスを提供する事業者が、契約等を行う当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。

(3) サービス提供事業者 立会人型電子署名その他電子契約に係るサービスをうるま市と契約相手方に提供する事業者をいう。

(4) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名に付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(5) 電子契約サービス サービス提供事業者がうるま市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵(暗号コード)により立会人型電子署名を行うサービスをいう。

(6) 電子契約 電子契約サービスを利用して締結する契約をいう。

(7) 電子契約書 電子契約サービスを利用して締結する契約書(仮契約書、変更契約書、請書及び協議書を含む。)をいう。

(8) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(9) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。

(10) 担当者 うるま市の職員のうち、契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に担当する者をいう。

(11) 承認者 うるま市の職員のうち、契約相手方と担当者がやり取りを行う電

子契約書が市の決裁を得たものであることを電子契約上で承認する者をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 うるま市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
- (2) 契約期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項がある契約
- (4) その他電子契約による契約方式が適当でないと認められる契約

(承認者の設置)

第4条 各課等に承認者を1名置き、当該各課等長をこれに充てるものとする。

2 前項に規定する承認者が不在のときは、うるま市事務決裁規程(平成17年うるま市訓令第6号)第7条第4号及び第8条第1項の規定を準用する。

(電子契約サービスの運用管理者)

第5条 電子契約サービスを運用し、管理を行うため、電子契約サービス運用管理者(以下「管理者」という。)を置き、総務部契約検査課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(アカウント及びパスワードの取扱い等)

第6条 アカウントの付与及び変更は、原則として管理者が行うものとする。

2 パスワードの設定及び変更は、原則として担当者及び承認者が行うものとする。

3 担当者は、各課等の代表メールアドレスを使用するものとする。

4 承認者は、庁内の個人メールアドレスを使用するものとする。

5 管理者、承認者及び担当者(以下「管理者等」という。)は、アカウントの取扱いを適正に行わなければならない。

6 管理者等は、パスワードを他人に知られないように厳重に管理しなければならない。

(法令の遵守)

第7条 管理者等は、電子契約サービスを利用するに当たり、法令を遵守するものとする。

(事故報告)

第8条 承認者及び担当者は、パスワードの漏えいその他電子契約サービスを利用する上で事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(電子契約サービスの利用確認等)

第9条 担当者は、契約の相手方に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの利用希望の確認を次のとおり行うものとする。

- (1) 入札を行う場合 落札者への通知と並行して確認を行う。
- (2) 入札を行わない場合 契約の相手方に対する契約の申入れに並行して確認を行う。

2 担当者は、契約の相手方から電子契約サービスを利用して電子契約を行いたい旨の回答を得た場合は、契約の相手方に、電子契約利用申出書（別記様式）を提出させ、電子契約による契約締結の同意及び契約の相手方が利用する電子メールアドレスの報告を受けるものとする。

(契約書のアップロード)

第10条 担当者は、次の手順により契約書のアップロードを実施するものとする。

- (1) 各課等の代表メールアドレス及びパスワードにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) PDFに変換した決裁済みの契約書をアップロードする。
- (3) 書類情報、契約の相手方の詳細情報等を入力し、契約書の送信順等の設定を行う。

(契約書の送信順等)

第11条 担当者は、アップロードした契約書の送信先を、原則として次の順に入力するものとする。

- (1) 契約相手方（契約事務担当者）
- (2) 契約相手方（契約締結権限者）
- (3) 承認者

2 担当者は、契約相手方から提出された電子契約利用申出書に基づき、契約相手方の

情報を入力するものとする。

(契約内容の確認及び契約締結)

第12条 承認者は、契約の相手方が契約書に合意した後、サービス提供事業者からメールが送信されたときは、速やかに当該契約書が市の決裁を受けたものと相違ないことを確認のうえ承認(契約の締結)を行い、タイムスタンプを確定させるものとする。

(契約締結の確認)

第13条 契約が締結されたときは、担当者は、電子契約サービス上の「締結済み」フォルダにより、締結された電子契約書の内容、契約締結日等を確認するものとする。

(電子契約書の保存)

第14条 電子契約における契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 担当者は、会計機関の審査の際、印刷した電子契約書及び合意締結証明書を契約の締結を明らかにする書面として添付するものとする。

3 管理者等は、電子契約の記録について、市長が別に定める方法により、適切に保存し、管理しなければならない。

(電子契約書の修正等)

第15条 担当者は、契約内容の修正(誤字又は語句の修正等)をする場合には、修正後の契約書一式を電子契約サービスにアップロードし、再度電子契約の手続を行うものとする。この場合において、修正後の契約書の契約締結日は、修正前と同日とする。

(電子契約書の変更契約)

第16条 担当者は、契約変更の必要が生じた場合は、変更契約書について電子契約の手続を行うものとする。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年2月16日から施行する。

別記様式（第9条、第11条関係）

電子契約利用申出書

うるま市長 様

年 月 日

うるま市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名			
受注者	所在地		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	電話番号		

【確認者1】

担当者	部署		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】 ※必要に応じて設定できます。

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

【留意事項】

- ※ 担当者が契約締結権限者でもあるときは、【確認者1】の欄のみ記載してください。
 - ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
 - ※ 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
 - ※ メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。
 - ※ 日付は作成日を記載してください。
 - ※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
 - なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
- ①電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
- ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

別記様式（第 9 条、第 11 条関係）